

関係各位

令和8年度 機構改正及び事務処理体制の一部変更について

平素から税関行政に深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
令和8年7月1日から下記のとおり、機構を改正し、事務処理体制の一部を変更することをお知らせします。

記

1. 機構改正

改正後			
増加機構	増加数	減少機構	減少数
調査部 特別調査官	8	調査部 特別関税調査官	7
千葉税関支署 統括審査官	1	調査部 統括調査官	1
本牧埠頭出張所 統括審査官	1		

2. 事務処理体制の変更

部署所名	変更後	変更前	内容
業 務 部	統括審査官 (通関総括第1部門担当)	統括審査官 (通関総括第1部門担当)	○事務の追加 ・申告書等の郵送に関する届出
	統括審査官 (通関総括第2部門担当)	統括審査官 (通関総括第2部門担当)	○事務の追加 ・減免税、原産地表示、輸入他法令、関税割当等に関する事務 ○他部門へ一部事務の移管 ・申告書等の郵送に関する届出 ・製造たばこ及び塩特定販売業者の登録・届出に関する事務 ・輸出貨物に関する証明事務
	統括審査官 (通関総括第3部門担当)	統括審査官 (通関総括第3部門担当)	○事務の追加 ・小口貨物等に関する総括事務 ・製造たばこ及び塩特定販売業者の登録・届出に関する事務 ○他部門へ一部事務の移管 ・減免税、原産地表示、輸入他法令、関税割当等に関する事務
	統括審査官 (通関総括第4部門担当)	統括審査官 (通関総括第4部門担当)	○他部門へ一部事務の移管 ・小口貨物等に関する総括事務
	統括審査官 (輸出総括部門担当)	統括審査官 (輸出総括部門担当)	○事務の追加 ・輸出貨物に関する証明事務

部署所名	変更後	変更前	内容
千 葉 税 関 支 署	統括審査官 (通関第1部門担当)	統括審査官	○通関の総括事務、収納事務、海上貨物の通関 ※品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照
	統括審査官 (通関第2部門担当)	【新設】	○航空貨物の通関 ※品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照
本 牧 埠 頭 出 張 所	統括審査官 (通関第6部門担当)	【新設】	○輸出通関 ※統括審査官(通関第5部門担当)との共担制 品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照
	統括審査官 (通関第7部門担当)	統括審査官 (通関第6部門担当)	○部門名称の変更 ※事務内容は現行どおり 品目分担は「3. 品目分担一覧表」参照

3. 品目分担一覧表

部	部別品目	類	類別品目	千葉		本 牧							
				通関1	通関2	通関1	通関2	通関3	通関4	通関5,6	通関7		
				海上	航空	入	入	入	入	出			
1	動物(生きているもの)及び動物性生産品	1~5	動物、肉、魚介類、酪農品										
2	植物性生産品	6~14	野菜、穀物、採油用の種										
3	動植物の油脂、調製食用油、ろう	15	同 左										
4	調製食料品、飲料、アルコール、たばこ	16~18	肉、魚又は甲殻類、砂糖菓子										
		19~22	ミルク調製品、各種調製食料品										
		23~24	たばこ										
5	鉱物性生産品	25~27	塩、土石類、鉱石、鉱物油										
6	化学工業の生産品	28	無機化学品										
		29~32	有機化学品、医療用品、肥料										
		33~34	精油、化粧品類、洗剤										
		35~37	変性澱粉、火薬類、写真材料										
		38	各種の化学工業生産品										
7	プラスチック、ゴム	39~40	同 左										
8	皮革、毛皮、動物用装着具、旅行用具	41~43	同 左										
9	木材、コルク、組物材料製品	44~46	同 左										
10	木材パルプ、紙、板紙、及びその製品	47~49	同 左										
11	紡織用繊維及びその製品	50~60	繊維及びその製品										
		61~63	衣類等										
12	はき物、帽子、傘、羽毛製品、造花	64~67	同 左										
13	石、石綿、雲母、陶磁製品、ガラス	68~70	同 左										
14	貴石、貴金属、身辺細貨類、貨幣	71	同 左										
15	卑金属及びその製品	72~76	鉄鋼、銅、アルミ等及び製品										
		78~81	鉛、亜鉛、すず及びその製品										
		82~83	卑金属製品の工具、道具										
16	機械類、電気機器、VTR、音声再生機	84	原子炉、ボイラー、機械類										
		85	電気機器、VTR、音声再生機										
17	車両、航空機、船舶及び輸送機器	86~89	同 左										
18	光学機器、写真用機器、医療用機器	90~92	同 左										
19	武器、銃砲弾	93	同 左										
20	雑品	94~95	同 左										
		96	同 左										
21	美術品、収集品及びこつとう	97	同 左										
		—	プラント貨物										

以上